

令和6年度福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、県内の青少年団体や子ども会、サークル、クラブ及びNPO、青少年健全育成等に関わる団体並びにその指導者等（以下、「青少年団体等」という。）の活動のさらなる活性化を求めその活動を支援するため、令和6年度福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の要件)

第 2 条 助成の要件は、次のとおりとする。

1 令和6年4月1日から令和7年3月21日までの間に実施すること。

2 次に掲げるようなプログラムを行うこと。

福島県青少年会館を利用して青少年の健全育成や自立支援等に関する講習会や研修会、シンポジウム、セミナー等を行うこと。

(例) ・青少年健全育成に関わる講演会や研修会

・子どもや若者の自立支援に関わるシンポジウムやセミナー など

3 前項の規定において、この助成金以外に地方自治体等から補助及び助成等を受けているものは対象外とする。

(助成対象事業費)

第 3 条 助成対象事業費は、会館利用料（研修室及び体育館使用料）とし、当会館レストランでの飲食費は助成対象外として扱うものである。

(助成金額)

第 4 条 助成金は一団体あたり1回を限度とし、その金額は、3万円を限度に、会館使用料の総額の50%以内とする。

(申 請)

第 5 条 青少年団体等の代表者は、助成の交付を受けようとする場合は、事業実施30日前までに助成金交付申請書（様式第1号）を福島県青少年会館館長（以下、「館長」という。）に提出しなければならない。

(助成の決定)

第 6 条 館長は、前条による申請が適当と認められたときは、助成を決定し代表者に助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知することとする。

(計画の変更)

第 7 条 代表者は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、あらかじめ計画

変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- ア 助成事業を中止・廃止しようとするとき
- イ 助成金交付申請書を取消しようとするとき
- ウ 助成申請額の30%以上の増額又は減額しようとするとき

2 館長は、変更申請が適当と認められたときは、助成変更を決定し代表者に助成金交付変更通知書（様式第4号）により通知することとする。

（実績報告）

第8条 代表者は、事業終了後30日以内に実績報告書（様式第5号）及び助成金請求書（様式第6号）を館長に提出しなければならない。

（助成金額の確定及び精算払）

第9条 館長は、前条による実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し助成金を支払うこととする。

（助成金交付の取り消し）

第10条 助成金の交付決定後においても申請内容に虚偽が認められる時は、館長は交付決定を取り消すことができることとし、また、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとする。

（検査等）

第11条 館長は、必要に応じ代表者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、調査ができるものとする。

（関係書類の整備）

第12条 代表者は、申請の根拠となる関係書類を整備・保管し業務完了年度の翌年から3年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、館長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県青少年会館 館長

所在地
団体名
代表者名

印

福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金交付申請書

福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金として、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金申請額 金 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 福島県青少年会館青少年活動助成事業計画書 (様式第 1 - 1 号)
- (2) 福島県青少年会館青少年活動助成事業予算書 (様式第 1 - 2 号)

(様式第1-2号)

福島県青少年会館青少年活動助成事業予算書

1. 収入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
自 主 財 源		
助 成 金		
合 計		

2. 支出の部

区 分	予算額 (円)	備 考
合 計		
うち 会館利用料		

(様式第2号)

年 月 日

福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金交付決定通知書

様

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県青少年会館 館長

年 月 日付で申請のありました福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金については、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

1. 助成金交付決定額 金 円

(注1) この金額は、あくまで予定額ですので、最終的な金額は「福島県青少年会館青少年活動助成事業実績報告書」(様式第5号)に基づき確定します。

(注2) 交付申請内容に変更が生じた場合(中止・廃止、取消、減額、増額)は、要綱第7条により「福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金計画変更申請書」(様式第3号)を提出してください。

(様式第3号)

年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県青少年会館 館長

所在地
団体名
代表者名



福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金計画変更申請書

このことについて、下記のとおり計画変更（中止・廃止、取消、減額、増額）を申請します。

記

1. 変更（中止・廃止、取消、減額、増額）の理由

2. 変更内容等

3. 添付書類

(1) 福島県青少年会館青少年活動助成事業変更計画書（様式第3-1号）

(2) 福島県青少年会館青少年活動助成事業補正予算書（様式第3-2号）

(様式第3-1号)

福島県青少年会館青少年活動助成事業変更計画書

団 体 名		
連 絡 責 任 者	住 所	
	ふり がな 氏 名	
	電話番号	
	E-mail	
事業実施日	年 月 日～ 月 日	
参加人数	人	
実 施 す る プ ロ グ ラ ム (講習会や研修会、 シンポジウム、 セミナーなど)	日 時	プログラム及び主な内容等
	月 日 () : ~ :	
	月 日 () : ~ :	
	月 日 () : ~ :	
	月 日 () : ~ :	
	月 日 () : ~ :	
備 考		

※変更の部分のみを朱書きで記入してください。

(様式第3-2号)

福島県青少年会館青少年活動助成事業補正予算書

1. 収入の部

区 分	予算額 (円)	補正額 (円)	現計予算額 (円)	備 考
自 主 財 源				
助 成 金				
合 計				

2. 支出の部

区 分	予算額 (円)	補正額 (円)	現計予算額 (円)	備 考
合 計				

(様式第4号)

年 月 日

福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金交付変更通知書

様

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県青少年会館 館長

年 月 日付けで変更申請のありました福島県青少年会館青少年活動助成事業助成金については、下記のとおり変更しましたので、通知します。

記

1. 助成金交付変更決定額 金 円

(様式第5号)

年 月 日

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県青少年会館 館長

所在地
団体名
代表者名



福島県青少年会館青少年活動助成事業実績報告書

このことについて、事業を完了しましたので下記のとおり報告します。

記

1. 添付書類

- (1) 福島県青少年会館青少年活動助成事業実施状況報告書 (様式第5-1号)
- (2) 福島県青少年会館青少年活動助成事業決算書 (様式第5-2号)

(様式第5-2号)

福島県青少年会館青少年活動助成事業決算書

1. 収入の部

区 分	決算額 (円)	備 考
自 主 財 源		
助 成 金		
合 計		

2. 支出の部

区 分	予算額 (円)	備 考
合 計		
うち 会館利用料		

(様式第6号)

年 月 日

助成金請求書

金 円

福島県青少年会館青少年活動助成事業
助成金として上記の金額を請求します。

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県青少年会館 館長

所在地
団体名
代表者名

印

振 込 先	
金 融 機 関 名	銀 行 金 庫 支 店 信用金庫
預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義 人	